



管理番号：CIP10  
2026年4月作成

# 感染症法に基づく届出

【プログラム名：感染症対策に関連する法律・制度】

日本環境感染学会 認定制度教材

## 目次

1. 感染症に関する法律について
2. 感染症法の目的
3. 感染症法の分類
4. 届出時の注意点
5. 担当する医療機関

2



本講義の内容は、以下の5点です。

1. 感染症に関する法律について
2. 感染症法の目的
3. 感染症法の分類
4. 届出時の注意点
5. 担当する医療機関

# 1. 感染症に関連する法律について

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
(感染症法)
- 予防接種法
- 検疫法



感染症に関する法律には、主に3つの法律があります。  
ここでは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法について説明します。

## 2. 感染症法の目的

### 第一章 総則

#### 第一条

「この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、**感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止**を図り、もって**公衆衛生の向上及び増進を図る**ことを目的とする。」

4



感染症法の目的です。

- 目的は、この法律の第一章 第一条に記載されています。感染症の発生やまん延を防止することで、公衆衛生を向上、増進することを目的としています。

### 3. 感染症法の分類

一類感染症	新型インフルエンザ等感染症
二類感染症	指定感染症
三類感染症	新感染症
四類感染症	
五類感染症	



感染症法では、感染力や感染した場合の重篤度、社会的な影響を考慮して、一類から五類までの感染症と新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症に分類されています。

## 感染症法の分類

一類感染症	感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から <b>極めて危険性が高い</b> 感染症。
二類感染症	感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から <b>危険性が高い</b> 感染症。
三類感染症	感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点からみた危険性は高くはないが、 <b>特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる</b> 感染症。
四類感染症	人から人への感染はほとんどないが、動物、飲食物等の物件を介して感染するため、 <b>動物や物件の消毒、廃棄などの措置が必要</b> となる感染症
五類感染症	国が感染症発生動向調査を行い、その結果に基づき必要な情報を国民や医療関係者などに提供・公開していくことによって、 <b>発生・拡大を防止すべき</b> 感染症。



まずは一類から五類感染症についてです。

- 一類と二類感染症は感染力や感染した場合に予後不良となる可能性の高い感染症が分類され、隔離が必要です。
- 三類感染症は特定の職業に従事する方が感染すると感染者からさらに集団感染が発生する可能性のある感染症が分類されています。
- 四類感染症は動物や飲食物等を介して感染するため、動物などの消毒や廃棄が必要となる感染症です。
- 五類感染症は情報の公開によって、発生や拡大を防止すべき感染症とされています。

## 一類感染症

感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から**極めて危険性が高い**感染症。

エボラ出血熱	ペスト
クリミア・コンゴ出血熱	マールブルグ病
痘そう	ラッサ熱
南米出血熱	

7



一類感染症には7つの感染症が分類されています。  
いずれも現在の日本ではみられない感染症ですが、感染により重篤となるリスクが高い感染症が分類されています。

## 二類感染症

感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から**危険性が高い**感染症。

急性灰白髄炎	重症急性呼吸器症候群 (SARSコロナウイルス)
結核	中東呼吸器症候群 (MERSコロナウイルス)
ジフテリア	鳥インフルエンザ (H5N1、H7N9)



二類感染症にはSARSやMERSなどが分類されています。  
鳥インフルエンザではインフルエンザAの亜型であるH5N1とH7N9が分類され、その他の鳥インフルエンザは四類感染症に分類されています。

## 三類感染症

感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点からみた危険性は高くはないが、**特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる**感染症。

コレラ	腸チフス
細菌性赤痢	パラチフス
腸管出血性大腸菌感染症	



三類感染症には特定の職業従事者、特に食品を扱う職業の方が感染者となった場合に集団発生の原因となりうる感染症が分類されています。

## 四類感染症（44疾患）

人から人への感染はほとんどないが、動物、飲食物等の物件を介して感染するため、**動物や物件の消毒、廃棄などの措置が必要**となる感染症

A型肝炎	ライム病	マラリア
E型肝炎	重症熱性血小板減少症候群 (SFTS)	デング熱
オウム病	日本紅斑熱	チクングニア熱
レジオネラ症	つつが虫病	ジカウイルス感染症 など

10



四類感染症には食品によって媒介されるA型肝炎やE型肝炎、汚染された鳥のフンや水が原因となるオウム病やレジオネラ症、ダニによって媒介されるライム病やSFTS、蚊によって媒介されるマラリアやデング熱など44の感染症が分類されています。

厚生労働省のホームページにすべての疾患が掲載されています

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/sagasu\\_ruikei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/sagasu_ruikei.html))。

## 五類感染症

国が感染症発生動向調査を行い、その結果に基づき必要な情報を国民や医療関係者などに提供・公開していくことによって、**発生・拡大を防止すべき**感染症。

全数把握（24疾患）		定点把握（25疾患）	
麻疹	侵襲性肺炎球菌感染症	インフルエンザ	RSウイルス感染症
風疹	侵襲性髄膜炎菌感染症	新型コロナウイルス感染症	咽頭結膜熱
梅毒	後天性免疫不全症候群 など	急性呼吸器感染症	流行性角結膜炎 など

11



五類感染症は、すべての医療機関が届出を行う全数把握と指定された医療機関だけが届出を行う定点把握に分けられます。

- 全数把握には麻疹や風疹、梅毒などが分類されます。
- 定点把握にはインフルエンザや新型コロナウイルス感染症などが分類されています。また、2025年4月から急性呼吸器感染症（ARI）が定点把握に追加されました。
- 厚生労働省のホームページにすべての疾患が掲載されています  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/sagasu\\_ruikei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/sagasu_ruikei.html))。

## 五類感染症：薬剤耐性菌

国が感染症発生動向調査を行い、その結果に基づき必要な情報を国民や医療関係者などに提供・公開していくことによって、**発生・拡大を防止すべき**感染症。

全数把握	定点把握
カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症
多剤耐性緑膿菌感染症	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
薬剤耐性アシネトバクター感染症	
バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	
バンコマイシン耐性腸球菌感染症	

12



薬剤耐性菌は五類感染症に分類されています。

「薬剤耐性緑膿菌感染症」は2026年4月6日より「多剤耐性緑膿菌感染症」と名称が変わり、定点把握から全数把握に変更となりました。

これらの耐性菌が血液や胸水などの通常は無菌であるはずの検体から分離された場合や、これらの耐性菌が原因で感染症を発症した場合に届出を提出します。

例えば、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌が便から分離されても、感染症の原因となっていなければ届出は不要です。

## 新型インフルエンザ等感染症

新型インフルエンザ	<b>新たに人から人に伝染</b> する能力を獲得したインフルエンザ
再興型インフルエンザ	世界的規模で流行したものの、 <b>長期間流行がないため、多くの人々に免疫がなく</b> 、急速にまん延する可能性のあるインフルエンザ
再興型 コロナウイルス感染症	世界的規模で流行したものの、 <b>長期間流行がないため、多くの人々に免疫がなく</b> 、急速にまん延する可能性のあるコロナウイルス感染症



13

新型インフルエンザ等感染症には、新たに人から人に感染することが可能となったインフルエンザや、長期間流行がないために多くの人に免疫がなくなったインフルエンザやコロナウイルス感染症が分類されます。現在、新型インフルエンザ等感染症に分類されている疾患はありませんが、診断した場合には直ちに届出が必要で、入院勧告や就業制限も実施されます。

## 指定感染症と新感染症

指定感染症	<b>既に知られている感染症</b> ではあるものの（一類から三類感染症、新型インフルエンザ等感染症を除く）、国民の生命及び健康に重大な影響を与える可能性があるため、 <b>感染症法上の規定を適用しなければならない</b> 感染症
新感染症	人から人に伝染する疾患だが、 <b>既に知られている感染症とは明らかに異なり</b> 、かかった場合の病状の程度が重篤で、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの



指定感染症には既知の感染症ではあるものの、生命や健康に重大影響を与える可能性のある疾患、新感染症には既知の感染症とは明らかに異なる疾患が分類されます。

現在、これらに分類されている疾患はありませんが、診断した際には直ちに届出が必要で、入院勧告や就業制限も実施されます。

## 感染症法における新型コロナウイルス感染症

2020年 1月28日 指定感染症



2021年 2月13日 新型インフルエンザ等感染症



2023年 5月8日 五類感染症定点把握

15



新型コロナウイルス感染症を振り返ってみます。

- 当初は指定感染症、その後、新型インフルエンザ等感染症に分類されていました。そのため、すべての医療機関で診断したすべての患者の届出を提出し、入院勧告や就業制限が行われていました。
- 2023年5月8日以降は五類感染症定点把握となりましたので、指定された医療機関のみが報告し、その情報が共有されています。

## 4. 届出時の注意点

最寄りの保健所長を経由して、都道府県知事に届け出

		届出時期	入院勧告	就業制限	擬似症
一類感染症（7疾患）		診断後直ちに	あり	あり	あり
二類感染症（7疾患）		診断後直ちに	あり	あり	あり
三類感染症（5疾患）		診断後直ちに	なし	あり	なし
四類感染症（44疾患）		診断後直ちに	なし	なし	なし
五類感染症	全数把握（25疾患）	診断後7日以内	なし	なし	なし
	定点把握（26疾患）	週単位、月単位			

五類感染症のうち、麻疹、風疹、侵襲性髄膜炎菌感染症は**直ちに届出**



16

届出時の注意点です。

- 表に示す通り、分類によって届出時期や制限が異なります。一類感染症や二類感染症と診断された患者は入院勧告や就業制限を受けます。
- また、急性灰白髄炎とジフテリア以外の一類感染症と二類感染症では疑いの時点で患者と同様に入院勧告や就業制限を受けます。
- 三類感染症は入院勧告はありませんが、特定の職業で勤務する人では就業制限がかかります。
- 四類感染症では、媒介生物の駆除など公衆衛生的な処理が保健所によってなされます。
- また、五類感染症の全数把握は基本的に診断後7日以内に届出をしますが、麻疹、風疹、侵襲性髄膜炎菌感染症と診断した場合には直ちに届出が必要です。

## 5. 担当する医療機関

機関	適応疾患	医療機関数（全国）
特定感染症指定医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>新感染症</li> <li>一類感染症</li> <li>二類感染症</li> <li>新型インフルエンザ等感染症</li> </ul>	4 医療機関 (10床)
第一種感染症指定医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>一類感染症</li> <li>二類感染症</li> <li>新型インフルエンザ等感染症</li> </ul>	56 医療機関 (106床)
第二種感染症指定医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>二類感染症</li> <li>新型インフルエンザ等感染症</li> </ul>	359 医療機関 (1797床)
結核指定医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>結核患者</li> </ul>	140,630 医療機関

17



担当する医療機関についてです。

- 一類感染症や二類感染症と診断した場合や疑った場合は指定医療機関での診療が必要となります。
- 令和6年4月1日現在の医療機関数は表のようになっています。
- ご自身が勤務されている医療機関が指定医療機関かどうか、また、これらの感染症に罹患した患者を紹介するときにはどの医療機関に相談するのか、あらかじめ知っておく必要があります。

## まとめ

- 感染症法では感染力や重篤度、社会的な影響を考慮して分類されている
- 一類および二類感染症では入院勧告や就業制限、三類感染症では特定の職業に対して就業制限が実施される
- 五類感染症のうち、麻疹、風疹、侵襲性髄膜炎菌感染症は直ちに届出を提出する
- 新感染症、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症は指定医療機関で診療する



まとめです。

- 感染症法では感染力や重篤度、社会的な影響を考慮して分類されています。
- 一類および二類感染症では入院勧告や就業制限、三類感染症では特定の職業に対して就業制限が実施されます。
- 五類感染症のうち、麻疹、風疹、侵襲性髄膜炎菌感染症は直ちに届出を提出します。
- 新感染症、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症は指定医療機関で診療します。

## 参考文献

1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(<https://laws.e-gov.go.jp/law/410AC0000000114> アクセス日 2026年2月8日)

2) 感染症法に基づく医師の届出のお願い

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/kekaku-kansenshou11/01.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/kekaku-kansenshou11/01.html) アクセス日 2026年4月11日)



参考文献はこちらです。

以上で「感染症法に基づく届出」の説明を終わります。